

# 既存不適格

# 屋外広告物改修等補助制度

## 補助制度について

高松市屋外広告物条例の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、改正前に適法に表示・設置されている屋外広告物で、改正後の新しい基準に適合しなくなったもの、いわゆる、既存不適格の屋外広告物については、10年間の経過措置期間を設けていますが、美しいまちづくりの実現に向け、新しい基準に適合するよう改修等に要する経費に対して、補助する制度を設けました。

補助制度の内容につきましては、早期に改修等を行っていただけますよう、10年間の経過措置期間内で段階的に補助率（補助限度額）を設定しています。

## 補助対象となる屋外広告物

補助対象となる「既存不適格の屋外広告物」については、次の要件を満たすものが対象となります。

(1) 条例改正前において許可申請が必要な屋外広告物については、「平成26年3月31日」までに高松市の許可を受けて表示・設置しているもの

(2) 条例改正前において許可申請が必要のない屋外広告物については、「平成26年3月31日」までに表示・設置しているもので、高松市の許可を受けているもの

※(2)について、令和2年4月から、既存不適格広告物の改修促進を理由に条件を一部変更しております。

## 申請者の資格

補助金の交付を申請しようとする者は、次の要件を満たしていなければいけません。

- (1) 当該既存不適格広告物を表示し、又は設置する者であること。
- (2) 高松市の市税を滞納していないこと。
- (3) 高松市の他の類似する補助金等の交付を受けていないこと。

■申請者と所有者が異なる場合は、他方の承諾書が必要です。

## 補助金の額等

$$\text{補助対象経費} \times \text{補助率} = \text{補助金額} \leq \text{補助限度額}$$

1,000円未満の端数は切捨となります。

交付決定年月日	《一般的な区域》		《特別な区域》	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
平成25年9月27日～平成28年3月31日	2/3	66.6万円	100%	200.0万円
平成28年4月1日～平成31年3月31日	1/2	50.0万円	2/3	133.3万円
平成31年4月1日～令和6年3月31日	1/3	33.3万円	1/2	100.0万円

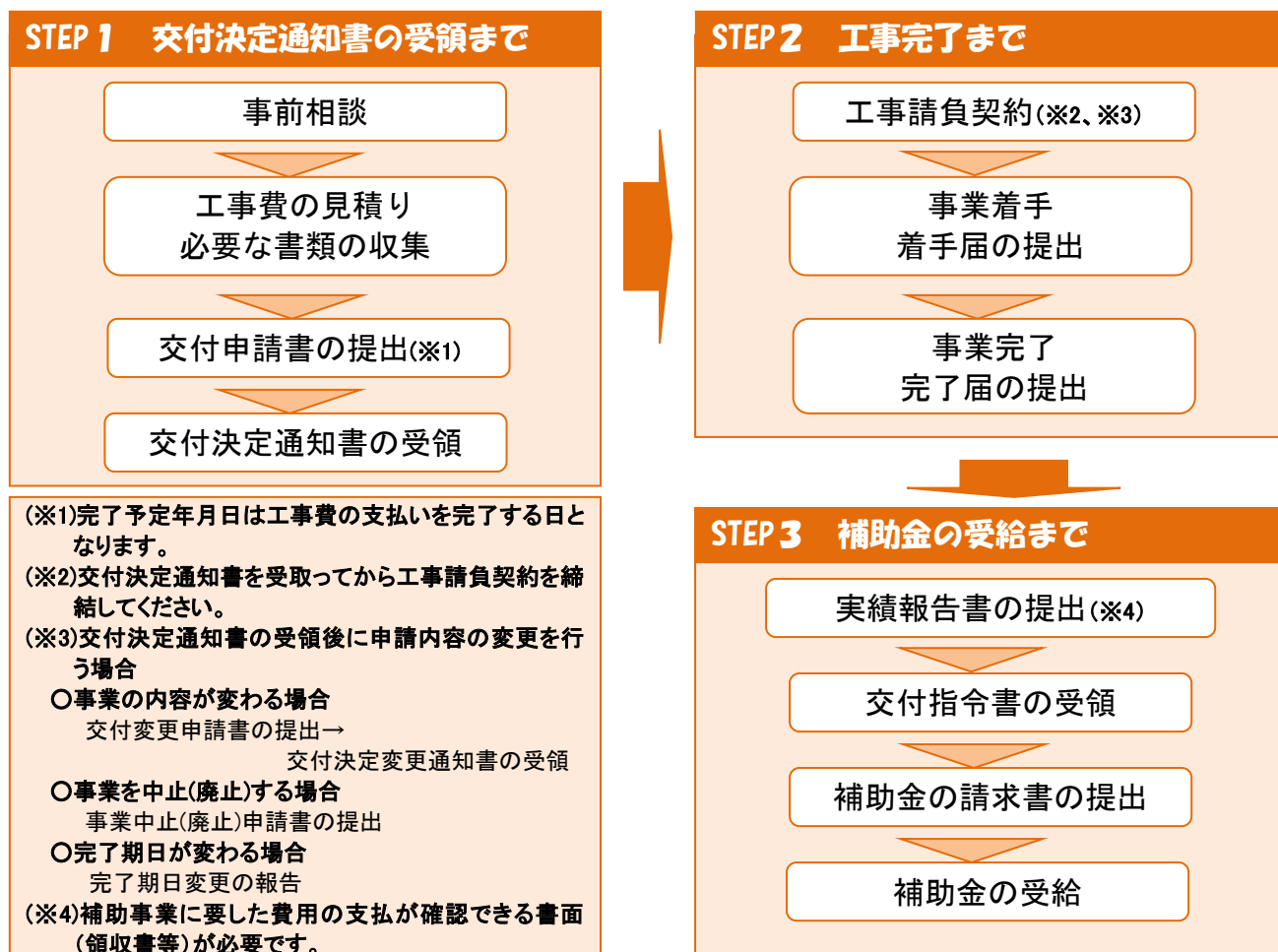
(※1) 高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区に限る。

(※2) 4車線以上の道路が交差する交差点（商業地域は除く）をいう。

■補助対象経費は、既存不適格広告物の改修等に係る経費とし、次に該当する経費は含みません。

- (1) 品質の向上及び形状の拡大等に要する経費
- (2) 改修等に伴う許認可に要する経費

# 補助金を受取るまでの流れ



## 申請に関する注意事項

- 申請に必要な様式（交付申請書、交付変更申請書、中止（廃止）申請書、着手届、完了届、実績報告書）については、高松市ホームページからダウンロードすることができます。（Word形式・PDF形式）

[http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/toshi/okugai\\_kokoku/sinsei.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/toshi/okugai_kokoku/sinsei.html)

- 申請書を提出してから交付決定通知書が交付されるまでに、一ヶ月程度要しますが、工事請負契約は交付決定通知書を受領してから行ってください。
- 申請書類等を提出する前には、十分ご確認いただきますようお願いします。

## 不明な点がございましたら下記までご連絡ください

### 高松市 都市整備局 都市計画課

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所9階 東側

TEL: 087-839-2455 FAX: 087-839-2452

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/toshikeikaku.html>